

2018年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

憲法問題

《12:30～13:50》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

次の文章を読んで、〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

性描写を多数含む有害図書類は、一般に、思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行為を容認する風潮の助長につながると考えられている。A県も、このような認識の下、有害図書類の流通の制限等を定める青少年保護育成条例（以下「本条例」という。）を制定した。本条例は、18歳未満の青少年に対する有害図書の販売を禁止し、有害図書類の自動販売機による販売は、買い手が青少年であるか否かを問わず一律に禁止している。また、自動販売機については、有害図書類を収納すること自体も禁じている（【参考資料】）。なお、有害図書の定義については、条例施行規則に詳細かつ具体的に定められており、アダルトDVDや成人用イメージDVDも本条例にいう有害図書類とされている。

Yは、アダルトDVDや成人用イメージDVD等（以下「アダルトDVD等」という。）を製作し、販売することを業とする者である。Yは、自らの製作したアダルトDVD等の流通拡大を図るため、自動販売機による販路の開拓を目論んでいた。そして、青少年が購入できない形態であれば本条例の趣旨にも適うと考え、そのための方策を講じた上で、アダルトDVD等の自動販売機による販売を行うこととし、A県内の10カ所にこの自動販売機を新設した。

Yが新設し、アダルトDVD等を収納した自動販売機は、いずれも小屋の中に設置され、入り口には、「18歳未満立入禁止」・「アダルトDVD無人販売」といった2つの標識が掲出されている。また、小屋の内壁には3台のカメラが設置され、全身・顔の正面・顔の側面の映像がYの自宅兼事務所のモニターに映し出され、この映像をYが常時チェックしている。Yは、来客を18歳以上と判断した場合にのみ、自動販売機でアダルトDVD等が購入可能となるよう、遠隔操作を行う。したがって、もしYにより18歳未満と判断された場合には、当該自動販売機でアダルトDVD等の購入はできない。Yがモニターから離れた場合は、購入可能とする遠隔操作自体ができなくなるため、客は当該自動販売機での購入が一切できない。なお、Yによる年齢確認は目視で行われ、18歳未満であることが曖昧である場合には、身分証明証等の提示を求めることのできる仕組みとなっている。

しかし、Yは、上記方策を講じた自動販売機（以下「本件自販機」という。）にアダルトDVD等を収納して販売したところ、A県青少年保護育成条例21条に違反するとして起訴された。Yは、本件自販機は本条例21条の「自動販売機等」には該当しないと考えており、刑事裁判で無罪主張をしようと考えている。

〔設問1〕

あなたがYの弁護人であるとして、上記の刑事裁判においてどのような憲法上の主張を行うか述べなさい。

〔設問2〕

〔設問1〕で述べられた弁護人の憲法上の主張に対して想定される検察側の反論を述べなさい。

【参考資料】 A県青少年保護育成条例

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務を明らかにし、青少年を健全に育成するための施策の大綱を定めるとともに青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

第21条 図書类等販売業者は、その設置する自動販売機等に有害図書類を販売の目的で収納し、又は、自動販売機等により有害図書類を販売してはならない。

第34条 第21条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

B 日程 憲法： 出題趣旨・解説・講評

《出題趣旨》

本問では、岐阜県青少年保護育成条例事件等の諸判例を参考に、本条例による有害図書の出納・販売規制の合憲性について、憲法 21 条の観点から検討することが求められている。

違憲主張としては、法令違憲を主張するというのも理論上はありうる。ただ、本条例が世の中に数多ある青少年保護育成条例と同じような規制ぶりとなっていることや、岐阜県青少年保護育成条例事件において最高裁判決がすでに同条例に合憲判決を下していること、あるいは、Y の自販機による販売方法に特殊性が認められること等を理由に、本問では、適用違憲の観点から主張を展開することが求められている（問題文で、「Y は、本件自販機は本条例 21 条の「自動販売機」には該当しないと考えており」の一文を挿入しているのも、その意図によるものである）。したがって、本問では、A 県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）21 条の「自動販売機」を限定解釈するなどした上で、Y の設置した自動販売機の性質を丹念に分析し、Y の自販機に対して条例を適用することが違法・違憲である旨を論ずることが期待されている。

他方、検察側の反論としては、上記限定解釈自体を否定することや、Y の設置した自動販売機であったとしても青少年の健全育成が阻害されうる旨を指摘することが考えられるが、いずれにせよ、問題文に記されている事実をいかに評価し、憲法上の主張にいかに関連づけることができているかが、本問では問われている。

《解説・講評》

上記の出題趣旨からすれば、〔設問 1〕においては、条例 21 条の「自動販売機等」を限定解釈して、適用違憲を主張することが考えられる。

「自動販売機等」の限定解釈に際しては、憲法 21 条 1 項の趣旨や条例 21 条や A 県青少年保護育成条例の趣旨を明らかにした上で、限定解釈における解釈指針を導き出すことが求められる。この点、A 県青少年保護育成条例 1 条は、「青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする」と規定していることからすれば、条例 21 条の「自動販売機等」への有害図書の出納・販売規制も、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化することを趣旨ないし目的としていると理解することができる。また、憲法 21 条 1 項に関しても、同項の保障する表現の自由が立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的な人権であって、民主主義社会を基礎付ける重要な権利である、との指摘が可能である。だとすれば、条例 21 条による「自動販売機等」への有害図書等の出納や「自動販売機等」による有害図書等の販売禁止は、青少年の健全な育成を阻害する有害環境の除去のための必要やむを得ない限度にその範囲が画されるべき、ということとなろう。したがって、条例 21

条で有害図書等の収納・販売が禁止される「自動販売機等」の限定解釈に際しては、これを解釈指針として示した上で、この解釈指針に適合するように「自動販売機等」の内容を自分なりに限定解釈すればよいと思われる。なお、岐阜県青少年保護育成条例事件によれば、自動販売機等での有害図書等の収納・販売が正当化される根拠として、「自動販売機による有害図書の販売は、売手と対面しないため心理的に購入が容易であること、昼夜を問わず購入ができること、収納された有害図書が街頭にさらされているため購入意欲を刺激し易いことなどの点において、書店等における販売よりもその弊害が一段と大きいといわざるをえない」ことが指摘されていた。本問の「自動販売機等」の限定解釈にあたっては、これらの点を参考にすることができれば、より説得的な主張をすることができると思われる。

本問の具体的検討に際しては、違憲主張を行う立場からは、本件自販機がかなり特殊なものである点を指摘すべきである。すなわち、本件自販機は「小屋の中に設置」されており、岐阜県青少年保護育成条例事件で問題となったような「有害図書が街頭にさらされているため購入意欲を刺激し易い」自販機とは異なる点、「小屋の内壁には3台のカメラが設置され……この映像をYが常時チェックし……来客を18歳以上と判断した場合にのみ、自動販売機でアダルトDVD等が購入可能」となる自販機である点、「18歳未満であることが曖昧である場合には、身分証明証等の提示を求めることのできる仕組み」となっており、店頭販売と同じような年齢チェックが可能である点などである。しかし、少なくない受験生は、これらの具体的な事実を問題文から拾い出すことをせず、抽象論に終始してしまっていた。他方、これらの事実を拾い上げ、岐阜県青少年保護育成条例において念頭に置かれていたような自販機との違いを具体的に説明することができていた答案は、十分な加点を得ることができた。

これに対して、〔設問2〕において検察側（合憲論）からの反論を考えるにあたっては、まず、問題文に記されている、「入り口には、『18歳未満立入禁止』・『アダルトDVD無人販売』といった2つの標識が掲出されている」点に着目されたい。というのも、「有害図書が街頭にさらされているため購入意欲を刺激し易い」という意味で、岐阜県青少年保護育成条例事件における自販機との類似性が指摘することができるからである。他にも、「年齢確認は目視で行われ」る点を指摘することによって、画像による年齢確認の不確かさや青少年の手に有害図書が渡る危険性を強調することもできたと思われる。しかし、多くの答案においては、これらの具体的事実についての摘示や検討がなされておらず、合憲性判断基準の緩厳に関する議論ばかりが前面に出ていた印象である。また、それよりも若干出来のよい答案においても、事実を拾い上げたばかりにとどまるものが多く、自らの言葉で〔設問1〕における違憲主張との対比を丁寧に説明できていたものはごく少数にとどまった。

全体的に見て、受験生の多くは、合憲性判断基準を操作するだけで満足しているように思われた。しかし、それだけでは高い評価を得ることはできない。少なくとも本

問では、問題文中の重要な事実に着目し、それを法的に評価することが求められていた。今後は、是非これらの点を十分に意識して学習していただければと思う。